

山梨県立大学大学院看護学研究科 博士学位論文審査規程

(令和3年4月1日制定 看護学研究科5312号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学大学院看護学研究科学位規程第2条の規定により博士（看護学）の学位を授与するにあたり、博士の学位論文審査に関して必要な事項を定めるものとする。

(研究計画書審査の申請)

第2条 博士論文研究計画書の審査を受けようとする者は、研究指導教員の承認を得て、次の書類を、研究科長を通じ学長に提出しなければならない。

(1) 博士論文研究計画書審査申請書（別紙様式1） 1部

(2) 博士論文研究計画書 3部

2 前項の規定による書類の提出期限は、研究科長が指定した日とする。

(博士論文研究計画書審査の付託)

第3条 学長は、博士論文研究計画書（以下、「研究計画書」）の審査を研究科委員会に付託する。

(研究計画書審査委員会)

第4条 前条の規定により研究計画書審査の付託を受けた研究科委員会は、研究計画書審査委員を選出し、研究計画書審査委員会を組織する。

2 研究計画書審査委員は、研究指導教員の中から主査1人及び副査2人を選出する。

3 主査は、担当の研究指導教員以外の研究指導教員から選出し、副査は、担当の研究指導教員と、それ以外の研究指導教員から選出する。

4 前項の規定にかかわらず、研究科委員会は必要に応じて学内外の学識者を審査委員に加えることができる。

5 研究計画書審査委員会は、審査結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は、その報告に基づき、審議する。

6 研究科長は、研究科委員会において前項の審議が終了したときは、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

(研究計画に対する倫理審査)

第5条 人を対象とする医学系研究において、倫理上問題が生じるおそれのある研究を行う場合、学生は、研究計画書審査終了後、山梨県立大学看護学部研究倫理審査委員会（以下、倫理審査委員会）に申請書類を提出し、承認を得なければならない。

2 研究計画に対する倫理審査は、山梨県立大学看護学部の研究倫理審査に係わる運営要項に従うものとする。

3 学生は倫理審査委員会の承認を得て学部長の許可を得てから研究を開始するものとする。

(学術セミナーの実施)

第6条 研究科委員会は、研究課題決定の概要について、博士論文としての妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、別に定める期日に第1回学術セミナーを実施する。

2 研究科委員会は、研究過程に関する博士論文としての妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、別に定める期日に第2回学術セミナーを実施する。

3 研究科委員会は、博士論文の概要について、博士論文としての妥当性及び進捗状況の確認等を行うため、別に定める期日に第3回学術セミナーを実施する。

(博士論文予備審査の申請)

第7条 博士論文の審査を受けようとする者は、本審査に先立ち予備審査を受けなければならない。

2 予備審査の申請者は研究指導教員の承認を得て、次の書類を、研究科長を通じ学長に提出しなければならない。

- | | |
|-------------------------|----|
| (1) 博士論文予備審査申請書 (別紙様式2) | 1部 |
| (2) 博士論文要旨 | 3部 |
| (3) 博士論文 | 3部 |
| (4) 副論文 | 3部 |

3 前項の規定による書類の提出期限は、研究科長が指定した日とする。

(博士論文予備審査の付託)

第8条 学長は、博士論文の予備審査を研究科委員会に付託する。

(博士論文予備審査委員会)

第9条 博士論文予備審査の付託を受けた研究科委員会は、博士論文予備審査委員を選出し、博士論文予備審査委員会を組織する。

2 博士論文予備審査委員は、研究指導教員の中から主査1人及び副査2人を選出する。

3 主査は、担当の研究指導教員以外の研究指導教員から選出し、副査は、担当の研究指導教員と、それ以外の研究指導教員から選出する。

4 前項の規定にかかわらず、研究科委員会は必要に応じて学内外の学識者を審査委員に加えることができる。

(博士論文予備審査)

第10条 博士論文予備審査委員会は、博士論文予備審査申請書提出後1か月以内に論文審査、プレゼンテーション及び口頭試問を行い、審査結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は、その報告に基づき審議する。

2 博士論文予備審査委員会は、単位取得状況及び副論文掲載状況から、博士論文提出資格の審査を行い、審査結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会は、その報告に基づき審議する。

3 研究科長は、研究科委員会において第1項及び前項の審議が終了したときは、直ちにその結果を学長に文書で報告しなければならない。

4 学長は、前項の報告に基づき、博士論文予備審査の承認の可否を決定する。

(博士論文本審査の申請)

第11条 前条第4項の承認を受け、博士論文本審査の申請をしようとする者は、研究指導教員の承認を得て、次の書類を、研究科長を通じ学長に提出しなければならない。

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 博士論文本審査申請書 (別紙様式3) | 1部 |
| (2) 博士論文要旨 | 3部 |
| (3) 博士論文 | 3部 |
| (4) 副論文 | 3部 |

2 前項の規定による書類の提出期限は、研究科長が指定した日とする。

(博士論文本審査の付託)

第12条 学長は、博士論文の本審査を研究科委員会に付託する。

(博士論文審査委員会)

第13条 前条の規定に基づき博士論文本審査の付託を受けた研究科委員会は、博士論文審査委員

を選出し、当該委員で組織された博士論文審査委員会が博士論文の本審査及び最終試験を行う。

2 前項の博士論文審査委員は、博士論文予備審査委員会の博士論文予備審査委員3人とする。

(公開論文発表会と最終試験)

第14条 博士論文本審査の申請者は、公開論文発表会における発表及び質疑応答(口頭)による最終試験を受けなければならない。

2 公開論文発表会は、研究科委員会が開催する。

3 最終試験は、公開論文発表会の後に博士論文審査委員会が行う。

4 公開論文発表会と最終試験の開催日は、研究科長が指定した日とする。

(博士論文審査委員会の報告)

第15条 博士論文審査委員会は、博士論文の審査及び最終試験の結果について、文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(判定)

第16条 研究科委員会は、前条の報告に基づき、博士論文の審査及び最終試験の合否判定並びに修了判定を議決する。

2 前項に関し合格とする議決には、研究科委員会の構成員の3分の2以上の出席を要し、出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

(審査結果の報告)

第17条 研究科委員会が前条第1項の議決をしたときは、研究科長は、速やかにその結果を文書で学長に報告しなければならない。

(委任)

第18条 この規程に定めるもののほか、博士論文の審査に関し必要な事項は、研究科委員の議を経て、学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別紙様式 1 (第 2 条関係)

博士論文研究計画書審査申請書

年 月 日

山梨県立大学長 殿

看護学研究科博士後期課程

学籍番号

氏 名 印

指導教員 職・氏名 印

山梨県立大学大学院看護学研究科博士学位論文審査規程第 2 条第 1 項の規定により、次の書類を添えて、博士論文研究計画書審査を申請します。

記

1 博士論文研究計画書 3部

以上

別紙様式2 (第7条関係)

博士論文予備審査申請書

年 月 日

山梨県立大学長 殿

看護学研究科博士後期課程

学籍番号

氏 名 印

指導教員 職・氏名 印

山梨県立大学大学院看護学研究科博士学位論文審査規程第7条第2項の規定により、次の書類を添えて、博士論文予備審査を申請します。

記

- | | | |
|---|--------|----|
| 1 | 博士論文要旨 | 3部 |
| 2 | 博士論文 | 3部 |
| 3 | 副論文 | 3部 |

以上

博士論文本審査申請書

年 月 日

山梨県立大学長 殿

看護学研究科博士後期課程

学籍番号

氏 名 印

指導教員 職・氏名 印

山梨県立大学大学院看護学研究科博士学位論文審査規程第11条第1項の規定により、次の書類を添えて、博士論文本審査を申請します。

記

- | | | |
|---|--------|----|
| 1 | 博士論文要旨 | 3部 |
| 2 | 博士論文 | 3部 |
| 3 | 副論文 * | 3部 |

*予備審査において提出されていれば、本審査での提出は不要

以上